

目次

D I 8-CR-1st-1★付審判請求20220704.....	2
D I 8-CR-1st-2★20220704証拠追加.....	6

付審判請求書 D I 8(検察)

令和 4 年 7 月 4 日

前橋地方裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

請求の趣旨

前橋地方検察官検事の上村正を、令和 4 年 4 月 19 日付で、公務員職権濫用罪等で告訴したところ、同庁検察官検事の桑山薰が、令和 4 年 6 月 30 日付で不起訴処分にした。

しかしこれは以下の通り、またしても、①当り前の②嫌疑を③合理的根拠無く無視したに相違ない。

隠蔽の権限など誰にも無い以上、当然に、権力行使の合理性は常に必要である。

よって、本不起訴処分には合理的根拠が無く、不公正であり、全部不服なので、刑事訴訟法 262 条により、当該事件を貴所の審判に付すことを請求する。

対象事件番号 前橋地方検察官 検第 610 号

請求の原因

当該告訴の趣旨は、合理的根拠が無いが故の公務員職権濫用罪等である。

合理的根拠が無い点はむろん妨害であるが、実質的理由を示そうとしない点が既に妨害である。

国家無答責は職権濫用であり人権否定である。

★不起訴裁定主文は、過度漠然で理由とは言えない。

不起訴処分理由告知書（様式第 119 号）の不起訴裁定主文は、結論の類型であり、理由ではない。

なぜ裁定主文と言えるのか？ どこがどのように？ 事実として、誰にも判らない。

★理由が判らないと訂正しようが無く、再告訴しても無駄なので、妨害に他ならない。

再告訴自体はできるが、同じ理由で不起訴処分となるのが確実なので、する意味が無い。

また、疑心暗鬼の状態で全てを一から見直すのは労力の無駄だけでなく、改悪(後退)の惧れすら有る。

したがって、過度漠然性により、当然無効な指摘なので、妨害に他ならず、実質的に理由たり得ない。

言い換えると、犯罪の隠蔽は当然に犯罪であるのに、その抗弁事実が無い。

★よって、事実として、実質的理由が無い。

合理的根拠が無いが故の公務員職権濫用罪なのに、実質的理由が全く無い。訴えを無視している。

まず、不起訴処分の理由とは、どこがどのように嫌疑に該当しないのか、しかない。

何の為に理由を告知するのか？(立法趣旨) それは納得性(合理性)の確保と訂正の為である。

現状のような既成事実による形骸化は許されない裁量の逸脱である。

★この過度漠然性と妨害性を認めない欺瞞こそ、職権濫用である。

なおこの点は同庁に抗議済(8号証)なので、聞き入れない方針であることは、事実上明らかである。

★合理性は嫌疑の強さに依存する(個別性)。 「いつもそうしている」は通用しない。

★差別が疑われる。 別途の補足との併用が実態と思われる。

★訴えを無視する欺瞞は、公然たる隠蔽である。

訴えているそばから無視して同じことを繰り返すなど、普通はとてもできない。

手続にならないことが誰にも自明で、あまりにも犯罪的だからである。

★以上の当り前のことと判ろうとしない点が狂気であり、犯意の証左である。

●有れば簡単にできる筈の実質的理由の告知を拒んだ点から、

嫌疑を無視した、合理的根拠の無い不起訴処分に相違無い。

有るならば簡単にできる筈の実質的理由の告知を拒んだ点が、無いことを極めて強く示唆している。

つまり、嫌疑を無視した、合理的根拠の無い、不公正な不起訴処分に相違無い。

告知しようとしている以上、具体的には拳証不可能であるから、告訴の焦点を改めて以下に強調する。

★動機は非人扱い、ないし、無法社会化の害意である

これを犯罪とする根拠は、ひとえに、上記の過度漠然性による妨害効果と無効の過度自明性である。

それを承知の上で、実質的理由(合理的根拠)の告知を敢えて拒んだ点である。(確信犯)

上記の当り前を認めない狂気は、多勢に無勢に乘じた非人扱い(無法社会化)としか説明できない。

つまり、「我々はお前を認めない」との害意を書面に表示して見せたものである。

要するに、包囲網として社会が一丸となって、未来永劫、一切を無視し続ける陰謀である。

なお、「包囲網」の概要は、被害届 2022(9号証)と Case-List(10号証)の通りである。

Case-List の各事象の超高度の蓋然性は、其々が包囲網による迫害としか説明が付かない。

★妨害による侵害である

★犯罪を告訴し身の安全の回復を求めることは、当り前に、自由権的な権利性は有る。

また、告訴権は元々、合理的に起訴される権利ないし利益を内包している。

制度として個人の起訴権を奪っている現状や、一度告訴状を受理した以上、平均的確率で起訴されるべき合理的期待を担う点、などからも当然である。

それは本件のような、合理性の欠如(隠蔽)という非常時に限り、発動する。

その基礎は、適正な手続を受ける権利(憲法 13条)、ないし、幸福追求権(憲法 13条)、犯罪の検挙により身の安全の回復を求める権利である。 たとえ権利でなくとも、法律上保護される利益である。

要するに、既存分の適正な起訴を受ける権利の妨害のみならず、再告訴(新規)の妨害である。

★当り前の、村八分、名誉毀損、常時監視である。 少なくとも以下の点。

★理由も無く発言権を奪う発言や、発言中の帰宅やその扇動など。(1号証2頁)

★以下の答弁は、当り前に名譽毀損である。(4号証2頁)

「今井豊は被害妄想、正常な人間では、考えられない」、「精神的疾患があると思えてなりません」。

★常時監視としか説明が付かない、有り得ない現象を無視している。(1号証5頁 告訴事実3)

提訴2日後、被告予定の4人だけが村の行事を欠席。 知る由も無い。 偶然確率 32/1000000000。

犯罪事実(再掲)

告訴事実1 実質的理由を示さない不起訴処分を重ねて妨害し、害意を表示した

1-1 私が、令和2年6月22日に、前橋地方検察庁(群馬県前橋市大手町3-2-1)1階の被害者支援相談室にて、告訴告発担当の久保・川西両検察事務官に提出した、告訴状D1(1号証、事件番号:前橋地検令和2年検第1344~1347号)の鈴木通夫の脅迫、小林時雄の脅迫、鈴木政治の脅迫、石井恵子の脅迫、について、同庁検察官検事の上村正が、令和2年10月30日に、不起訴処分(2号証)にした。

1-2 上村正が、令和3年1月6日付の不起訴処分理由告知書(3号証)を私宅に郵送した。

そこには、当該不起訴処分の理由は其々、(1)時効完成、(2)罪とならず、と記載されていた。

しかし、なぜ「(1)時効完成、(2)罪とならず」なのか?判らない。過度漠然性故に当然無効である!!!

また私は以下の通り、一連行為を明確に主張していた。 よって、「時効完成」は有り得ない。

「(前提) 動機は包囲網としての一連の組織力の誇示です」(1号証1頁)

また、告訴事実7は令和2年4月8日である。(1号証7頁) 時効の筈は無い。

加えて、「理由」が2つ有る理由も不明である。 告訴人が判らなければ告知の意味が無い。

1-3 私が令和2年6月22日に、同庁同室で久保・川西に提出した、告訴状D1②(4号証、事件番号:前橋地検令和2年検第1292~1295号)の、鈴木通夫の名譽棄損、小林時雄の名譽棄損、鈴木政治の名譽棄損、石井恵子の名譽棄損、について、同庁検察官検事の上村正が、令和2年11月30日に、不起訴処分(5号証)にした。

1-4 上村正が、令和2年12月22日付の不起訴処分理由告知書(6号証)を私宅に郵送した。

そこには、当該不起訴処分の理由は其々、罪とならず、と記載されていた。

しかし、なぜ「罪とならず」なのか?事実として誰にも解らない。過度漠然性故に当然無効である!!!

なお、令和2年12月7日付の抗議書(8号証)提出後も取扱をえていないことから、同庁の一貫した実質的理由の不告知の方針は、事実上明らかである。

またこの抗議直後に、「もし今後も取扱を変えないつもりなら、理由告知書も常に一緒に送ってほしい」旨を申し入れたところ、以後は請求無しで送って来ている経緯からも明らかである。

●被告訴人の主な違法性 詳しくは当該告訴状

「理由の告知」とは言えない点は、刑事訴訟法第261条、規程第76条の規定の趣旨に違背している。

合理的根拠が無い点は、経験則・論理則違反であり、刑訴法 318 条の自由心証主義の濫用である。

- ・検察の理念 1 法令を遵守し、厳正公平、不偏不党を旨として、公正誠実に職務を行う。
- ・同 4 積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。

★隠蔽は必然的に以下の効果を伴う。

上村正、に対し、公務員職権濫用罪(刑法百九十三条)

(第百九十三条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。))

告訴事実 1 により、上村正は、前橋地方検察庁の告訴告発担当検察官検事として、公正に公訴権を行使すべき立場に在りながら、上記の犯人隠避罪や脅迫罪を行う為に、包囲網として通謀して、職権濫用の意図を持って、その職務を装って、その職権を濫用して、私の当り前の告訴状の嫌疑をまるで無視した、合理的根拠の無い不公正な不起訴処分を重ね、当該告訴状の訂正や再提出ないし新規提出(再告訴)を妨害し、訴えた犯罪被害を継続させ、もって、私の生命に対する固有の権利(憲法 13 条)と起訴の公正という公益を侵害し、当該告訴と私の適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の行使を、いずれも実質的に妨害し、また、本来は私に義務の無い本件告訴状を作らせたので、公務員職権濫用罪である。 なお、本罪は他の二罪の牽連犯と考える。

挙証方法と付属書類 当該告訴状と証拠説明書と 1 から 10 号証

なお、本件関連情報は、私のサイト <https://alien1961.xyz/>に公開している。

以上

付審判請求D I 8(検察)証拠説明書 20220704

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
6号証	令和3年1月26日付 同日提出の告訴状 一式	プリント 20210330 私が作成	立証すべきは、 <u>私が令和3年1月26日に当該告訴状一式を提出した事実とその内容である。</u> 内訳は、告訴状 A-5 と証拠説明書と1から5号証と令和3年1月27日付補充書と令和3年1月28日付補充書。
7号証	令和3年3月26日付 の処分通知書	コピー 20210326 上村正作成	立証すべきは、 <u>上村正が3月26付で前項の事件への不起訴処分を行ったことである。</u> <u>前橋地方検察庁 令和3年検第370号、被疑者 菅家忠行、罪名 犯人隠避罪、公務員職権濫用罪、脅迫罪</u>
8号証	令和3年3月26日付 の不起訴処分理由 告知書	コピー 20210326 上村正作成	<u>立証すべきは、前項の不起訴処分の理由である。犯人隠避罪、公務員職権濫用罪、脅迫罪とも、「罪とならず」罪とならずとした理由が無い。</u> 正当性の無い権力行使はもとより許されず、まして、一般人から起訴の権利を奪っているのだから尚更である。
9号証	20201207付の前橋 地検への抗議書	プリント 20201207 私が作成	立証すべきは、 <u>同日、不起訴処分の理由の不告知について、この書面で包括的に抗議したことである。</u> <u>前橋地方検察庁長官宛の「不起訴処分の理由の不告知に対する抗議書」。</u> 不起訴処分理由告知書の不起訴裁定主文とは、理由とは名ばかりの、 <u>原因別類型の名称に過ぎず、当該告訴事実(嫌疑)のどこをどのように否定したのか?</u> という、実質的な理由が全く無いので、社会通念上、正当な理由とは見做せない。